

こども加算給付金児童追加給付申請書(請求書)

支給市区町村
葉 山 町 長 殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 新たに給付対象となる児童(既にこども加算の対象となっている児童は記載不要です。)

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生年月日	児童の状況	扶養者氏名
1			平成・令和 年 月 日	☐ 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) ☐ 基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に出生	
2			平成・令和 年 月 日	☐ 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) ☐ 基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に出生	

令和6年12月13日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)
※既に葉山町若しくは他市区町村から令和6年度非課税世帯給付金を受給している児童、若しくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 振込口座

○原則、令和6年度住民税非課税世帯給付金の振込口座に振り込みます。

○葉山町からの給付歴がない方(町外からの転入者)は下記へ記載してください。(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名		支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1 銀行 2 金庫 3 組合 4 農協	本店 支店 出張所	1 普通 2 当座		
		支店コード			

ゆうちょ銀行	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通 帳 番 号 (右詰めでご記入ください)	口 座 名 義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉課給付金担当(電話046-876-1111・内線522)にお問い合わせください。

※※※ 裏面も必ずご確認ください ※※※

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

こども加算給付金の支給要件(※)に該当します。
※ こども加算給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 申請者と児童は生計同一である。
イ 他の親族等の扶養を受けている児童ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 既に他市区町村で本給付金の支給を受けた世帯ではない。
- ② こども加算給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、葉山町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請受付期限までに葉山町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算給付金が支給されないことに同意します。
- ⑤ こども加算給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算給付金を返還します。
- ⑥ この申請書は、葉山町において支給決定をした後は、こども加算給付金の請求書として取り扱います。

提出書類

☐ 『こども加算給付金児童追加給付申請書(請求書)』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)。

☐ 『別居している児童又は転出先で出生した児童の世帯の住民票の写し(コピー)』

※令和6年12月13日時点で別居している児童、令和6年12月14日以降転出先で出生した児童の加算給付を申請する場合

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

【署名欄】 ※必ずご記入ください。

本申請内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

こども加算給付金児童追加給付申請書(請求書)

支給市区町村
葉 山 町 長 殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
ハヤマ タロウ	明治・大正・昭和・平成・令和	神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地 電話 046 (876) 1111
葉山 太郎	55 年 10 月 10 日	

2. 新たに給付対象となる児童(既にこども加算の対象となっている児童は記載不要です。)

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生年月日	児童の状況	扶養者氏名
1	ハヤマ ハナコ 葉山 花子	子	平成・令和 20 年 11 月 11 日	☒ 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) ☐ 基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に出生	葉山 太郎
2			平成・令和 年 月 日	☐ 同一世帯でないが扶養している(別居監護等) ☐ 基準日(令和6年12月13日)の翌日以降に出生	

令和6年12月13日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた児童)
※既に葉山町若しくは他市区町村から令和6年度非課税世帯給付金を受給している児童、若しくは、それらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 振込口座

○原則、令和6年度住民税非課税世帯給付金の振込口座に振り込みます。

○葉山町からの給付歴がない方(町外からの転入者)は下記へ記載してください。(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
〇〇 金融機関コード 1 2 3 4	〇〇 支店コード 5 6 7	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	ハヤマ タロウ

ゆうちょ銀行	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通 帳 番 号 (右詰めでご記入ください)	口 座 名 義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、福祉課給付金担当(電話046-876-1111・内線522)にお問い合わせください。

※※※ 裏面も必ずご確認ください ※※※

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

こども加算給付金の支給要件(※)に該当します。

※ こども加算給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 申請者と児童は生計同一である。
イ 他の親族等の扶養を受けている児童ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 既に他市区町村で本給付金の支給を受けた世帯ではない。
- ② こども加算給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、葉山町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請受付期限までに葉山町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、こども加算給付金が支給されないことに同意します。
- ⑤ こども加算給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合やこども加算給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、こども加算給付金を返還します。
- ⑥ この申請書は、葉山町において支給決定をした後は、こども加算給付金の請求書として取り扱います。

提出書類

- ☒ 『こども加算給付金児童追加給付申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- ☒ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- ☒ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し(コピー)。
- ☒ 『別居している児童又は転出先で出生した児童の世帯の住民票の写し(コピー)』
※ 令和6年12月13日時点で別居している児童、令和6年12月13日以降転出先で出生した児童の加算給付を申請する場合

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

【署名欄】 ※必ずご記入ください。

本申請内容に相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

葉 山 太 郎